

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成30年4月11日(水)
午後3時10分から午後4時43分
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕
- 6 会長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 正副議長選出方法について

黒川議員(議長)：これまでの正副議長の選挙について説明

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

堀議員：字句の要訂正箇所について説明、詳細は次のとおり。2「方法は、」を「方法は」に、「口頭、電話」を「口頭及び電話」に改める。3「あたっては」を「当たっては、」に改める。5辞職願は誰の辞職願なのかを明確にする。「(改選時は指定の日時)」をただし書きにする。7「時間は」を「時間は、」に、「質疑は」を「質疑は、」に改める。10「協議」を「について協議」に改める。

伊藤議員：これまで話し合いで決めてきた。これまで同様に慎重に行ってほしい。

須藤議員：今年の5月から立候補制を導入との話は初耳である。

宮川会長：この協議会で決定するものではない。今協議いただきたいのは、この文面で良いか。次にいつから実施するのかについて意見をいただきたい。ここまでの2名の意見は、今年は見送るという意見である。

相原議員：昨年3月の議会基本条例推進協議会で当時の会長(現議長)の発言であるが、要約すると「改選後に実施してはどうか」と発言されている。大野議員も同様に「改選後で良い」と発言している。代表者会を2回実施したようだが、改選後のこととと思っていた。内容については賛成だが、実施は改選後と考える。

大野議員：議長の複数年任期制を改選後と申し上げた。立候補者がいないのに投票に入るのはおかしい。投票が始まれば誰に投票しても良いという考え方が間違いだ。立候補制は必要と考える。

堀議員：これまで会派を回って説明していたのに対し、それを議場で行うといった形にするだけのことである。現時点のあるべき姿と考える。良いことは早く導入すべきでないか。

宮川議員：賛否も大切であるが、各議員の意見をいただきたい。

櫻井議員：投票になったときにルールが無いのはおかしい。投票方式は候補

者名を一覧にして記号式にならないか。

鈴木議員：各議員において内容について異論は無いと考える。異論があるなら時期の問題である。改選後という意見もあるが、議員も変わりばたつく中での新たな試みというよりは、今回試行的にでも実施すれば改善点も見えてくる。今回から実施すれば良いという意見である。

塚本議員：立候補制は今年から、議長複数年任期制は改選後と考える。

梅村副議長：これまでの歴史を踏襲するのは大切なことである。しかし、議会の透明性など高めていかなければならないこともある。合意が取れば、取れたときから始めれば良いかと考える。内容に及ぶが、立候補に限った選挙になってはならないと法に規定されている。立候補した者に限られてしまうという懸念、すなわち「11」は入れない方が良いのではと考える。

鬼頭議員：透明性を高めていくことは重要で立候補制は必要と考える。ただし、これまで申し合わせで決まってきた歴史もある。内容は良いと思うが、時期は改選後がきりも良いと考える。

木村議員：透明性を高めることは大切に思う。ルールが無いのはおかしいかなと思うが、導入時期については多数に従おうと考えている。

榊谷議員：透明性を高めるには、必要なことである。改選後という意見もあるが、今年からで良いかなと思う。

伊藤議員：これまで長く話し合いで行ってきた。

関戸議員：1人の議長が続いてしまった場合に市民が何を感じるか。事前の会派間の調整など一切無く、立候補者が複数名挙げれば良い仕組みと判断する。透明性を高めるのは大切だが、逆に不透明に取られると考える。議長の複数年任期制はどこで決まったのかもわからない。

須藤議員：この手法での適用は来年からと意見する。この4年間で考え、次の4年からの適用と決まっていたはずだ。

(複数人の発言有りも内容確認できず)

宮川会長：議長複数年任期制の件について言及されている意見もあるが、それは改選後の件である。この件は今後検討し、改選後に導入できるよう整理するが、今は立候補制導入について絞って協議したい。いつ導入するかが焦点であるが、これまでも文書で所信を表明してきた。それをどこの場所で行うかだけの問題である。すなわち文書で示すのは良いが、人前で表明するのが嫌ということのように聞こえる。何か問題があるのか。

伊藤議員：ルール作りは一言一句1年間議論して作り上げていきたい。

宮川会長：内容については意見もあるが、導入時期については現在行っていることと導入しようとしていることに大きな違いが無いと感じている。

梅村議員：書いた文書を朗読するのは良いと思うが、その後、話し合いで決めるのか、投票で決めるのかが引っかかる場所である。演説は公開していけば良いが、投票か話し合いかの分岐である。

宮川会長：議員しか立ち入れないところで決めるというこれまでの手法、市民の目もあるところでの表明という手法、議論の末に投票に至ったケースもこれまでにある。

黒川議員：自治法上は議員の中から選挙しなければならないとある。先進議会も苦労しているが、意欲のない方に票が集まってしまっていて議長になるケースも見受けられる。それよりも意欲のある方が議長に就くための所信を述べるのが民主的な手法と考える。先の発言の所信を表明した後に話し合いはありえない。

大野議員：例え立候補が一人であっても就任への所信は表明すべきものと考ええる。

堀議員：立候補制が不透明であるとする関戸議員の意見に対する理由をいただきたい。

関戸議員：事前の話し合いは市民に公表するのは物理的に難しい。それを投票のみが行われ、特定の1人の議長が続いたならば、それはおかしいと聞かないか。今と手法を大して変えないのであれば、変える必要があるのかと考える。

大野議員：立候補も無しに投票が始まるのはおかしい。

堀議員：これが改悪になるとする理由がわからない。

大野議員：この内容で修正すべきところがあるなら指摘すれば良い。

堀議員：これは一言一句1年かけて協議すべき内容ではない。

伊藤議員：これまで何十年もこの手法で行ってきた。十分な議論が必要だ。

須藤議員：岩倉市議会のこれまでの歴史がある。先人の取組を大いに考えるべきである。

塚本議員：今まで行ってきた手法を整理しただけである。立候補しないと誰が手を挙げているのかわからない。以前は会派が職を持っていき、その会派の誰が議長になるのかもわからない時期があった。それを改めるのも立候補であってこそと考える。なぜ立候補するのか、その理由もわからないまま職に就くのはいかがなものか。

須藤議員：来季から導入と決まっていたはずだ。

複数議員：（それは議長の複数年任期制の件であるとの発言有り）
（複数人の発言有りも内容確認できず）

宮川会長：議長は議会を代表するのであって、会派を代表するのではない。自身の方針を貫けるだけの力量があれば、投票による選挙になろうが臆

するものは何もないはずである。議員の合意無くして前進できない。現状はどの手法が最も良いのか、岩倉市議会を代表するときに話し合いで決めるのが良いのか立候補に基づき決めていくのが良いのか判断することである。

(複数人の発言有りも内容確認できず)

(以前に議会人事の決定が遅延したことについて、複数人が発言するも断片的にしか音声確認できず)

黒川議員：次の5月臨時会における正副議長の選出については、立候補制により民主的な選出を望む。監査委員以下所属の委員長については、従来通り会派の推薦によるものとし、新議長の下で調整をお願いしたい。

宮川会長：各議員の意見を述べていただいたが、集約すると今回の議会人事から正副議長の選出について立候補制を導入したいという意見が、見送るという意見を微妙に上回るようだ。この結果を元に議会運営委員会でのような結論を出すか。立候補制を導入すると立候補者が所信を表明するに当たり、全員協議会の場で表明することとなるので、市民の前で表明することになる。違いはこの点のみである。

木村議員：昨年に比べれば正副議長は早く決まる。

梅村議員：委員長がなかなか決まらなくなるという懸念もある。

宮川会長：過去13日間会期が延長されたときは、選挙であったから揉めたわけではない。議長が委員長を決められなかった。

須藤議員：違う、応じなかったから決まらなかったのである。

(複数人の発言有りも内容確認できず)

塚本議員：当時は議員も26人であった。今は1期目の議員も常任委員会委員長を務める時代である。当時とは違う。

(複数人の発言有りも内容確認できず)

宮川会長：概ね意見も出尽くした。議会運営委員会で審査いただきたい。次に内容について意見をいただきたい。

梅村議員：辞職願は誰が受理するのか、議長立候補者は副議長が受理するとあるが、同時に正副議長が辞職するのか、まずは議長が辞職するのか。

堀議員：議長のみが先に辞職願を提出するのである。

宮川会長：辞表願を提出する時期は別である。

木村議員：なぜ推薦員を必要とするのか。

黒川議員：案文作成時に判断に悩んだところである。他の市議会の事例も判断としたところであるが、少なくとも1人の賛同があっても良いのではという考えで一文を入れたところである。各議員の意見によっては削除しても構わないと考える。

木村議員：通常の一般選挙においては立候補制で推薦人は伴わない。推薦による立候補もあるのだが。そこまで固辞するわけではない。

（複数人の発言有りも内容確認できず）

宮川会長：文案は改選時ではないときの議会人事を想定しているという理解で良いか。

（複数議員頷く）

梅村議員：全員協議会の開催は副議長の下で開催するという理解で良いと思うが、例えば副議長が議長に立候補したい場合はどうなるか。

黒川議員：それは想定できることである。議長の辞職願を副議長が受理する。先に議長選挙を行うわけであるので、副議長が辞職願を提出しても辞職の許可は議決されていない状態である。すなわち副議長の下で全員協議会は開催されることになる。副議長が議長に立候補するのであれば、副議長は自らを指名して所信を表明することになる。すなわち副議長の議長への立候補を制限するものではない。

宮川会長：今の意見に疑問がある。正副議長同時に辞職しても良いと考える。年長者が仕切れれば良いのではないか。

議会事務局統括主査：同時に正副議長が辞職して年長議長が仕切るということは、ないものとする。仮に同時に辞職願を提出したとしても、辞職には議会の許可が必要となる、即ち議決事件である。同時に許可を諮るのではなく、ひとつの事件を諮っていくこととなる。議長の辞職が許可されたのであれば、直ちに議長選挙を日程に追加する必要があり、議長が選挙され当選告知され、その次の副議長の辞職の許可を議決するまでは当然に副議長が議会を進めることになる。

黒川議員：補足するならば、現副議長が議長に立候補し、当選したならば、その時点で副議長の職は自動失職となる。

（複数人の発言有りも内容確認できず）

梅村議員：立候補者の中から投票を行うとする点が気がかりである。心に留めるだけにして、表現しなくても良いのではないか。立候補者以外を投票したらモラル違反か。

堀議員：申し合わせが前提である。

（複数人の発言有りも内容確認できず）

木村議員：梅村議員は自治法に抵触しないかと心配して発言しているのである。

須藤議員：記しておかないと初当選の議員はわからないのではないか。

（複数人の発言有りも内容確認できず）

木村議員：意見が出ているが、自治法と照らし合わせての意見である、理解

いただきたい。

黒川議員：将来的にモラルの観点で入れてはいるが、ご指摘のとおり理解もしているところであるので、削除しても構わない。どの議会もこの一文の取扱いは苦慮しているところである。各議員で一致できるところで進めていきたい。長野県飯綱町議会の寺島前議長もガバナンスにおいて、「議長選挙から議会改革は始まります」と述べられている。しかし岩倉市議会は議会人事に対する改革を後にしてしまった。今の時代、意欲を持った議長が求められているのではないか。その思いから今回の提案に至った次第である。議会運営委員会で認められたならば、「(申し合わせ事項、年月日、議会運営委員会)」としていただきたい。

宮川会長：各議員の方向性を示していただき、各議員の考え方は各々が把握できたと感じている。本日の協議を議会運営委員会にて整理いただき、決定いただきたい。この協議事項はここで締めたいと考えるが異議はないか。

各議員：異議なし。

議会事務局統括主査：事務局から1点のみ、先ほど記号式投票について意見があった。自治法第118条に議会において行う選挙について規定されており、第1項にて公職選挙法を準用するとあり、準用規定が並べられている。準用される規定のうち公職選挙法第46条第1項は投票用紙に単記無記名による自書について規定されている。記号式投票については第46条の2で規定されているが、これは準用規定ではない。即ち投票の際には、候補者を単記無記名自書による投票となると考えられる。

(2) その他

宮川会長：今後の予定については、次第のとおりである。

京都府亀岡市議会行政視察は、欠席者なし。

埼玉県八潮市議会行政視察は、欠席者櫻井議員である。

宮川会長：5月開催のふれあいトークについては、次第のとおりである。当初予定していた5月22日(火)については、開催無し。

議会報告会のテーマとして今年度の重点課題を数件選び出し進めることとした。議長及び各常任委員会委員長と相談の上、報告会当日の進行を決めていくこととした。

(議会報告会)

司会：木村議員、記録：櫻井議員、写真：伊藤議員、受付：榎谷議員・相原議員

アンケートに町名を印刷し記号式で答えてもらい、市外の方はその他で対

応することとした。

(意見交換会)

司会：大野議員、記録：鈴木議員、写真：堀議員、受付：伊藤議員・相原議員・榊谷議員

議員全員で対応することとした。

木村議員：定例会の一般質問であるが、3月定例会は代表質問の次に、議案質疑の前とした。

黒川議員：次の議会運営委員会にて3月定例会の反省事項として協議いただきたい。委員長報告については、各会派においても検討いただきたい。

鬼頭議員：議会サポーターについて、4月9日(月)に議会機能強化チームで四日市市議会へ行き、議会モニター制度についての行政視察を行った。今後は、市民から無作為抽出により依頼先を決定するのだが、その際に個人情報が必要となるため、個人情報を使用することに対し、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しなければならない。許可後に抽出等の事務に入るので、それに合わせて議会機能強化チームにてスケジュールを調整していく。

梅村議員：チームは施策を進める上でのたたき台を決めるところと考えるので、全議員が出席している協議会での議論も必要であるので、お願いしたい。

宮川会長：チーム会議が終わったらチーム長でまとめていただき、協議会で議論できるよう報告願いたい。

8 その他

宮川会長：次回は5月1日(火)午後1時30分からとする。議会基本条例推進に当たる課題の整理及び議会基本条例逐条解説の見直しを行う。